

## 随意契約の結果

【令和4年3月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県、所管の区分	応札・応募者数	
【URコミュニティ】横浜住まいセンター事務所賃貸料（令和4年度）	業務受託者 (株)URコミュニティ 横浜住まいセンター長 新町 敦策 神奈川県横浜市西区北幸1-1-8	令和4年3月14日	(株)相鉄ビルマネジメント 神奈川県横浜市西区南幸2-1-22	2020001035231	92,632,008円	92,632,008円	100.0%	当該契約は、住宅管理業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】神奈川西住まいセンター賃料・共益費（R4・R5）	業務受託者 (株)URコミュニティ 神奈川西住まいセンター長 富張 翁 神奈川県藤沢市藤沢462	令和4年3月1日	大星ビル管理（株） 東京都文京区小石川4-2-2-2	2010001004501	95,548,464円	95,548,464円	100.0%	当該契約は、住まいセンター業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件をURコミュニティ神奈川西住まいセンターとすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】横浜南住まいセンター賃料・共同使用料（501、502、512号室）	業務受託者 (株)URコミュニティ 横浜南住まいセンター長 山口 和人 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1	令和4年3月9日	(株)相鉄ビルマネジメント 神奈川県横浜市西区南幸2-1-22	2020001035231	57,200,000円	56,989,752円	99.6%	当該契約は、住宅管理業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				